



# 税の申告はお早めに

申告期間 **2月16日(火)～3月15日(火)**

土・日曜日を除く

2月16日(火)から、所得税の確定申告と町・県民税の申告が始まります。期間は3月15日(火)までの1カ月間です。

例年、期間終了日が近づくと、窓口が大変混み合います。必要な書類をあらかじめ準備して、早めに申告しましょう。

【桜井税務署 ☎42・3501 町税務課課税第一係 ☎34・2112】

## 所得税の確定申告

自営業の人はもちろん、会社員も給与以外の所得がある場合は、申告をしなければなりません。

期間内に申告をしなければ、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めることになるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。

正しく早めに申告しましょう。  
**確定申告の必要な人**

- ▼ 1年間の給与の収入金額が2千万円を超える人
- ▼ 給与を1カ所から受けている人で、給与や退職所得以外の「所得の合

計額」が20万円を超える人

- ▼ 2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と給与や退職所得以外の「所得の合計額」が20万円を超える人

▼ 営業、農業、報酬、不動産、年金、譲渡などの所得のある人で、税法により納税が必要な人

**所得税の還付が受けられる人**

- ▼ 次の条件などに該当する人は、確定申告をすることで、源泉徴収された税金が戻ることがあります。
  - ▼ 住宅借入金等特別控除及び各種控除などの適用を受ける人
  - ▼ 年末調整を受けていない人
- ※還付を受けるために確定申告をす

## 年金受給者の事前の 所得税確定申告の相談・受付

年金受給者の所得税申告は、次のとおり、事前に相談し、確定申告書を提出することができます。

期間

**2月3日(水)～5日(金)**

午前9時30分～正午  
午後1時～3時30分

場所

町民ホール(町役場西側)

※税務署からの案内ハガキは郵送されません。  
※時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合があります。また、混雑などにより受付を早めに終了することがあります。

る場合は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下であつても、これを含めて申告しなければなりません。

**申告に必要なもの**

- ・ 印鑑
- ・ 源泉徴収票(原本)
- ▼ 生命保険料控除を受ける場合
  - ・ 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除証明書
- ▼ 国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受けられる場合
  - ・ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▼ 地震保険料控除を受ける場合
  - ・ 地震保険料の控除証明書(長期損

害保険料の控除証明書も含む)

- ▼ 医療費控除を受ける場合
  - ・ 支払った医療費の領収書
  - ・ 保険などで補填された金額の分かる書類
- ▼ 寄附金控除を受ける場合
  - ・ 寄附先から発行された受領証明書など
- ▼ 住宅借入金等特別控除を受ける場合
  - ・ 家屋などの登記事項証明書
  - ・ 家屋または売買契約書の写し
  - ・ 請負または売買契約書の写し
  - ・ 住民票
  - ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
  - ・ 増改築の場合のみ、右記以外に増改築等工事の証明書



地方税法などの一部改正に伴い

## 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が変更されます

税務課課税第一係 ☎ 34-2112

平成 28 年 10 月から、年間の徴収税額の平準化を図るため、特別徴収（年金天引き）の仮徴収税額を、前年度分の公的年金などにかかる所得割額と均等割額の合算額（年税額）の 2 分の 1 に相当する額とすることとされました。

また、年金保険者に対して特別徴収額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や賦課期日（1 月 1 日）後に町外に転出した場合においても、一定の要件のもと特別徴収を継続することとされました。

### 公的年金からの特別徴収税額の計算方法

	仮徴収			本徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
現行	前年度 2 月分と同額			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		
改正後	(前年度分の年税額 × 1 / 2) ÷ 3			(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3		

手続きはお早めに

## 単車などの廃車・名義変更届を

税務課課税第一係 ☎ 34-2112

### 4 月 1 日現在の所有者に課税

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。そのため、これらの車両を譲渡または廃車した場合は、必ず下表の機関へ届出をしてください。

4 月 1 日までに届出がない場合は、平成 28 年度分の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

### 各車種の手続き場所

車種	手続き場所・電話番号
単車など（125cc 以下）	町税務課課税第一係 ☎ 34-2112
軽二輪車（250cc 以下）	奈良県軽自動車協会 ☎ 0743-58-3700
二輪小型自動車（250cc 超）	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063（ヘルプデスク）
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会奈良事務所 ☎ 050-3816-1845

### 普通自動車の手続きについて

普通自動車は、自動車税として県の税収になります。普通自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）などの各種手続きは、近畿運輸局奈良運輸支局で行ってください。検査・登録の手続き案内は、ヘルプデスク（☎ 050-5540-2063）で 24 時間行われています。

また、近畿運輸局ホームページ（<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>）に、各種手続き案内が掲載されています。

3 月末には、自動車の検査・登録の各種申請が集中して窓口が大変混雑します。各種手続きはできるだけ早くお済ませください。

## 町・県民税の申告

▼還付申告をする場合  
 ・還付金の受取口座（本人名義）番号が分かるもの  
 申告する場所  
 本紙折込チラシをご覧ください。

平成 28 年 1 月 1 日現在、田原本町に住んでいる人は、平成 27 年中の所得状況について申告をしていただく

必要があります。  
 ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得または公的年金などの所得のみの人で勤務先などから町へ給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている人は、その必要はありません。（医療費控除や生命保険料控除などの適用を受ける場合は、申告が必要となる場合があります）申告書は、申告が必要であるとされる人に 1 月下旬に郵

送しています。届いてない場合は、税務課にご連絡ください。  
**所得がなくても申告を**  
 所得がなかったなどの理由により申告をされなかった場合、非課税証明書などの税務証明を交付できないことがあります。また、国民健康保険などの算出の資料にも利用しますので、平成 27 年中に所得がなかった場合でも、町・県民税の申告をお勧めします。

**申告に必要なもの**  
 ・申告書  
 ・印鑑  
 ・確定申告に必要なものと同様の書類  
**申告する場所**  
 ・町役場税務課窓口  
 ・各自治会の公民館など  
 ※申告受付日時・場所は、申告書に同封されている案内でご確認ください。